

安来市再生可能エネルギー発電事業の適正な 設置及び管理に関する条例の手続きについて

この条例は、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して、必要な事項を定めることにより、自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成と豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に策定いたしました。

(令和8年7月1日施行)

条例に基づく手続きについて

安来市で再生可能エネルギー発電設備を設置する場合、地域住民等への説明会や市への手続きが必要です。

適用範囲（第4条関係）

再生可能エネルギーの合計出力が10キロワット以上の太陽光又は風力発電設備を用いた発電事業に適用する。但し、以下のものについては適用しない。

- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に再生可能エネルギー発電設備
- ② 国又は公共団体が設置するもの

①事前協議（第8条関係）

事業者は再生可能エネルギー発電事業の実施について届出しようとするときは事前協議を提出し市長と協議しなければなりません。

②説明会の実施（第9条関係）

事業者は、地域住民等に対して説明会等を開催しなければなりません。

③同意（第11条関係）

事業者は、以下のものの同意を得なければなりません。

- ① 事業区域の土地所有者（土地所有者が事業者の場合は除く。）
- ② 事業区域に隣接する土地所有者等

④届出（第12条関係）

事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとする場合は、設置工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

⑤工事着手の届出（第14条関係）

事業者は、発電設備の設置工事に着手するときは、あらかじめ、市長に届け出なければなりません。

⑥工事完了等の届出（第15条関係）

事業者は、発電設備の設置工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければなりません。

事業実施にあたっての注意事項

再生可能エネルギー発電設備を設置する事業を行うにあたり、事業者の責務（第5条関係）を規定しています。設置後のトラブル回避や事業の安定的な運営のため、次の事項を十分に確認のうえ、事業を実施してください。

（1）関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、歴史文化及び自然環境等への配慮を十分に行うとともに、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

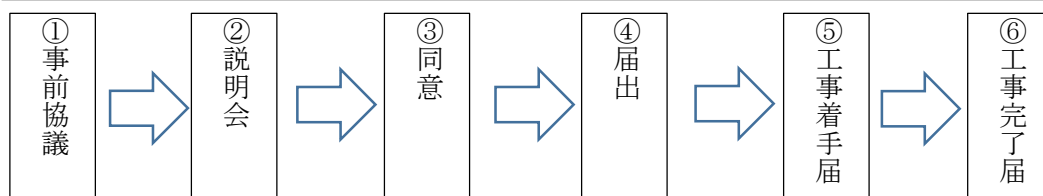
（2）事業区域及びその周辺地域の自然環境等を保全するため必要な措置を講じ、事故等の防止を図るとともに、地域住民等との紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

（3）地域との共生に支障を生じさせないように、発電事業を実施する間、発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

勧告又は公表について

事業者が、事業者の責務を怠り、事業区域外に被害を与えたとき等、事前協議や届出を行わなかったり、虚偽の協議や届出を行った場合には、市は勧告等を行うことができます。

事業の流れ



問い合わせ

安来市役所 環境政策課

〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2

TEL：0854-23-3102 FAX：0854-23-3188

E-MAIL：kankyou@city.yasugi.shimane.jp